

高知赤十字病院実習生受入要領

(目的)

- 1 この要領は、高知赤十字病院（以下「本院」という。）における実習秩序を維持し、実習能率を向上させることを目的とする。
- 2 本院において、実習や研修を希望する者（以下「実習生」という。）は、文書により院長に申請しなければならない。
- 3 院長は、前項の申請があったときは、病院の業務に支障がないと認められ、かつその研修の効果が認められる場合は、受入を承認する。

(研修心得)

- 1 実習生は、実習期間中は、所属上長の指揮命令に従い、規律を重んじ、常に周到なる注意をもって定められた職務に専念しなければならない。
- 2 実習生は患者に対して、親切、丁寧を旨とし、その安心と信頼を損なうような言動があつてはならない。
- 3 薬品、消耗品等は、その合理的な使用をはかるとともに、節約に努めなければならない。
- 4 機器、器具、備品類の管理保全に努め、故障、破損、紛失等の場合は、直ちに所属上長に報告しなければならない。なお、破損等の状況により、有償弁償になることもある。
- 5 実習生の実習時間は、定めがなければ職員の勤務時間に準ずるものとする。
- 6 服装は、定められた服装及び名札を着用しなければならない。なお、被服については、自己負担とする。
- 7 前項の服装は、院長または所属上長から勤務を命じられた場所以外での着用を禁止する。

(業務上の機密保持)

- 1 実習生は、自己の負担する職務であると否とを問わず業務上の機密、個人情報を実習中はもちろん、その後も第三者に故意または過失によって漏洩や使用してはならない。
- 2 実習生は本院の個人情報保護に関する諸規定を遵守しなければならない。

(実習取消)

- 1 実習生が規程に違反し、実習生としてふさわしくない行為があったときは、院長はその実習を停止し、実習受け入れの承認を取り消すことができる。

(損害賠償責任)

- 1 実習生が故意または過失により、本院の施設並びに備品、または患者に対して損害を与えた場合、院長はその損害の賠償を求めることができる。

- 2 実習生が自己の不注意により、実習中に負傷し、または疾病に罹ったときは、本人の責任において、速やかに処理しなければならない。

(健康管理)

研修生は、特に研修期間前に必ず定期的な健康診断を行い、自己の健康状態を把握しなければならない。また、実習前には感染症検査報告書の提出を行い、患者などに感染の恐れのある場合は、実習してはならない。

(その他)

この要領に定められた事項以外については、本院就業規則等に準ずるものとする。

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。